

【 エコアクション21 】

環境活動レポート

2017年度

(対象期間:2016年11月～2017年10月)



発行日： 2018年3月1日

◆ごあいさつ

当社は創業以来、「お客様によるこんでいただける仕事を通して社員の幸福と企業の発展を追及し、地域社会に貢献できる企業をめざす」ことを経営理念とし、社員一人ひとりが常に「**創意、誠意、熱意**」をもって仕事に取り組むことを基本に、参りました。

近年の時代の変化と共により高度なニーズに対応すべく、日々たゆまない研究と開発に努めておりますが、世の中の変化は益々加速し、価値観の変化あるいは多様化は一層の拡大を見せております。

時代は高度情報化社会へと突入し、留まることを知らない技術革新を続ける一方で、20世紀型の大量生産・大量消費・大量廃棄から循環型への転換は遅々として進まず、地球の温暖化や資源の枯渇など、自然環境に多大な負荷を与え、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきています。

環境経営システム【エコアクション21】を構築し、われわれの事業活動が人と環境との調和、人と社会との発展に少しでも寄与出来るよう取り組んでまいります。

株式会社 社谷電気
代表取締役 谷 政智

環境方針

<環境理念>

株式会社社谷電気の事業活動が地球環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減・削減に努める事により、地域の人と自然が調和する豊かな環境保全に、貢献する様全力を尽くします。

<行動指針>

1. 当社における事業活動を通じて、継続的な環境負荷の低減・削減と住みやすい環境づくりと改善に貢献する為、環境経営システム【エコアクション21】を構築し、次の事項を積極的に取り組みます。
 - ① 使用エネルギー（購入電力・化石燃料）の節減による二酸化炭素排出量削減。
 - ② 廃棄物分別の徹底と排出量の削減・適正処理・リサイクルに取り組む。
 - ③ 上水の節水。
 - ④ 環境に配慮した提案・技術商品の推進。
【オール電化・エコキュート・太陽光発電・省エネ商品】
 - ⑤ グリーン購入の推進
【事務用品、電気工事資材のグリーン購入推進】
2. 環境保全に関わる法令・規則・条例等を遵守します。
3. 行政機関・団体などの環境保全施策に協力すると共に、地域社会における環境保全活動に対し積極的に参画し、『地球環境にやさしい企業づくり』をスローガンに掲げ従業員に環境保全を目指す為に周知徹底し、社会貢献活動を推進します。
4. 環境方針は全ての従業員へ周知する。

制定日：2009年11月9日

改定日：2015年3月1日

代表取締役 谷 政智

◆組織の概要

(1) 名称及び代表者名

株式会社 谷電気
代表取締役 谷 政智

(2) 所在地

本社 兵庫県洲本市千草乙147番地
倉庫 兵庫県洲本市千草乙256-1番地

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 芝 信行 TEL:0799-22-4697
担当者 鯛 満弘 TEL: 同上

(4) 事業内容

電気工事業、消防施設工事業、土木工事業、管工事業、
建築工事業

(5) 事業の規模

活動規模	単位	2017年度
売上高	百万円	435
工事件数	件	375
従業員	人	18
床面積	事務所	m ² 1,420
	倉庫	m ² 509

(6) 事業年度 11月～10月

◆認証・登録の対象組織・活動

登録組織名: 事業者 株式会社 谷電気
本社
倉庫

活動: 電気工事業、消防施設工事業、土木工事業、管工事業、
建築工事業

◆主な環境負荷の実績

全社

項目	単位	2015年度	2016年度	2017年度
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	50,588	52,359	66,635
廃棄物排出量	トン	235.05	14.89	38.84
一般廃棄物排出量	トン	0.28	0.22	0.22
産業廃棄物排出量	トン	234.77	14.67	38.62
総排水量	m ³	159	124	115
化学物質		0	0	0

(注)電力の二酸化炭素排出係数 0.555 kg-CO₂/kWh

◆環境目標・実績

全社

項目		年度	基準値	2017年度 2016年11月～ 2017年10月31日		2018年度	2019年度
			(基準値)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
電力の二酸化炭素排出量削減	kg-CO2		10,819	9,953	11,363	9,845	9,737
	達成率 ^{※2}				88%		
CO2換算係数	0.555	基準年比	(2009年度)	92%	105%	91%	90%
化石燃料の二酸化炭素排出量削減	kg-CO2		58,022	53,380	53,989	52,800	52,220
	達成率 ^{※2}				99%		
		基準年比	(2009年度)	92%	93%	91%	90%
自動車の燃費	km/L		11.00	11.00	13.75	11.00	11.00
	達成率 ^{※2}				125%		
一般廃棄物の削減	t		0.240	0.223	0.209	0.221	0.219
	達成率 ^{※2}				107%		
		基準年比	(2010年度)	93%	87%	92%	91%
産業廃棄物の削減	t		78.44	72.16	34.04	71.38	70.60
	達成率 ^{※2}				212%		
		基準年比	(2009年度)	92%	43%	91%	90%
建設副産物のリサイクル率の向上	%		90.86%	97.22%	99.72%	98.13%	99.04%
	リサイクル率＝ リサイクル量(t)／廃棄物量(t)	リサイクル量(t) 廃棄物量(t)			33.94 34.04		
		達成率 ^{※3}			103%		
		基準年比	(2010年度)	107%	110%	108%	109%
節水	m ³		321	295	115	292	289
	達成率 ^{※2}				257%		
		基準年比	(2009年度)	92%	36%	91%	90%
グリーン購入	%		56.60	59.43	89.55	60.00	60.56
	グリーン購入率＝ グリーン購入額(円)／事務用品購入額(円)	グリーン購入金額(円) 事務用品購入額(円)			222,945 248,954		
		達成率 ^{※3}			151%		
		基準年比	(2012年度)	105%	158%	106%	107%
環境に配慮した技術品の提案・推進	件		10	10	15	10	10
	達成率 ^{※3}				150%		
		基準年比	(2010年度)	100%	150%	100%	100%
環境保全活動の参加	回		3	3	3	3	3
	達成率 ^{※2}				100%		

※1.購入電力の二酸化炭素排出係数(平成18年経済産業省・環境省令第3号)に定めるデフォルト値(0.000555t-CO2/kWh)を採用

※2達成率＝目標/実績 ※3達成率＝実績/目標

◆環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

全社

◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×全くできなかった

取組み計画	達成状況	継続/変更	評価と次年度の取組み内容
電力による二酸化炭素排出量の削減			
数値目標 9,953 kg-CO2	×		
1.可能な範囲で出勤時間の調整で照明・空調を抑える。	△	継続	前年度対比において約5%の削減は評価出来る。次年度も引き続き業務分担で全体の就業時間抑制に努める事。
2.業務分担で全体の就業時間を抑える。	△	継続	
自動車燃料による二酸化炭素排出量の削減			
数値目標 53,380 kg-CO2	△		
1.相乗り、運搬資材の調整で削減に努める。	○	継続	受注工事で影響されるが引き続き、基本の取組みの相乗り、運搬資材の調整で削減に努める。
一般廃棄物の削減			
数値目標 0.223 t	○		
1.裏紙利用できる用紙を確実に保管して削減に努める。	○	継続	日頃の取組が良かった。取組を怠ると目標達成が難しい目標の為、次年度も日頃の取組みに重点を置き目標達成に努めること
産業廃棄物の削減			
数値目標 72.16 t	○		
1.同種の工事や施工が同時期に出来るよう検討する。	○	継続	受注工事の内容としては予想以上に廃棄物が少なかった。引き続き、減量・再使用等を工夫して目標達成に取り組むこと。
建設副産物のリサイクル率の向上			
数値目標 97.2%	○		
1.ゴミ袋は透明な物を使用し分別意識をさらに高める。	○	継続	透明なゴミ袋を使用してゴミの見える化が順調である事は評価出来る。引き続き分別作業の取組みを実施し目標達成に努めること。
節水			
数値目標 295 m	○		
1.手洗い時の流しっぱなしに注意する。	○	継続	取組状況はほぼ実施出来ている。次年度も現状維持で取り組む。
		〃	
		〃	
グリーン購入			
数値目標 59.43%	○		
1.購入者及び購入依頼者が再度対象の有無を再確認す	○	継続	取組状況はほぼ実施出来ている。次年度も現状維持で取り組む。
製品・サービスへの環境配慮			
数値目標 10件(トータル)	○		
1.省エネ機器の動向及び取組みの説明を提案営業に	○	継続	引き続き、新たな取組商材が無いかわり先等から情報収集に努めること。
社会貢献			
数値目標 3回/年	○		
1.予定行事の参加予備要員も明確にして取り組む。	○	継続	引き続き、新たな環境保全活動の情報がないか他社の環境活動の情報を収集すること。

◆環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

適用される法規制	適用される事項(施設・物質・事業活動等)	評価
建設リサイクル法	建築物等の分別解体、再資源化等の促進	遵守
廃棄物処理法	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付、管理。	遵守
騒音規制法	バックホウ等を使用する作業	遵守
振動規制法	舗装版破碎機、ブレーカーを使用する作業	遵守
浄化槽法	浄化槽法7条、11条	遵守
フロン排出抑制法	業務用空調機、冷凍機、点検の実施と記録の保管	遵守
NOx・PM法	規制対象車両の指定地域通行禁止	遵守
オフロード法	基準に適合した特定特殊自動車の使用	遵守

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

訴訟もありませんでした。

◆代表者による全体の指示事項

今年度も昨年に引続き電力の削減が目標値を達成出来なかったので原因を見直し達成に努める様活動を推進に努める事。